

⑤ アレルギーについて

食物アレルギーに関しては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいて、個別に対応しています。また、園で使用する食材に関しては、上記のガイドラインによって配慮しています。

アレルギー児には「学校生活管理指導票」の提出を求めます。

給食は、原因食物の除去ができる場合は除去食、除去できないもの場合は、代替えのおかず等を家庭から持参していただきます。

給食の内容については、アレルギー児には給食ノートをお渡しし、毎週献立について確認します。ご家庭でも必ず確認してください。

原因食物を与えながらアレルギー治療をしている場合でも、園では完全に食べられるようになった食物以外は扱いません。また、保護者の判断において「食べられる」と申告のあった食物でアレルギー反応が出た場合には責任を負いかねます。

エピペンを処方されている方は、必ず園にも提出して下さい。

アレルギー以外で食品の除去を希望する場合は、原則受け付けません。宗教上の理由、被ばく不安等やむを得ない場合はご相談に乗ります。ただし、十分に除去できない場合がございます。

未満児はアレルゲンがはっきりしないことも多いため、十分に家庭での離乳食が進んでから、園での離乳食を始めます。

食物アレルギーについて

「オレンジジュースを飲んだら、舌がかゆくなった」「小麦を使った食べ物を食べたら、苦しくなった」など、食物アレルギーの症状は様々です。

家族にアレルギーを持っているかたがいる場合、アレルギーが出る可能性が高くなります。特に離乳食期には、様々な食べ物を少しずつ試しながら、お子様の様子を観察してください。家庭での食事は、どうしても材料などが偏りがちになりますが、園で初めて食べるものでアレルギーが出ることを防ぐためです。

むやみにアレルギーを怖がって、食べるものを極端に制限することは避けましょう。不安な場合は医療機関へ相談しましょう。